

健 健 発 0710 第 1 号
健 感 発 0710 第 1 号
令 和 元 年 7 月 10 日

公益社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
釜 范 敏 殿

厚生労働省健康局健康課長



厚生労働省健康局結核感染症課長



風しんの追加的対策に係る手引き（第3版）について（協力依頼）

今般の風しんの追加的対策につきまして、多大なる御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「風しんの追加的対策に係る対応について（協力依頼）」（平成31年2月22日付け健発0222第10号厚生労働省健康局長通知）により第1版を発出し、「風しんの追加的対策に係る手引き（第2版）について（協力依頼）」（平成31年3月25日付け健健発0325第3号・健感発0325第12号厚生労働省健康局健康課長・結核感染課長通知）により改正した「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き（第2版）」について、この度、別紙のとおり改正をし、記載事項の修正等を行いました。

つきましては、手引きの送付とともに下記のとおり情報提供をさせていただきますので、風しんの追加的対策に係る集合契約が円滑に実施されるよう、貴会会員への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について引き続き御協力をお願いします。

記

- 1 医療機関・健診機関向け風しんの手引き（第3版）の主な改正点（情報提供）
主な改正点は以下のとおりです。
(第1章)
 - ・年代別で見る風しんの予防接種制度の変遷の図を時点修正（1-1）

- ・実施機関一覧表掲載前でも、抗体検査及び定期接種を実施できる旨修正（1-3）
- ・実施機関の届出内容に変更が生じ、その旨の届出がなかった場合は費用の支払いができなくなる可能性がある旨追記（1-3）
- ・「集合契約における実施機関の取りまとめ団体」の表に市区町村を追加（1-3）
- ・「集合契約における契約の代理人」の表に都道府県を追加（1-3）

（第2章）

- ・受診票、予診票をpdfで印刷する際は「実際のサイズ」で印刷するよう追記（2-1）
- ・受診票表面、予診票の様式の修正を反映（2-1）
- ・受診票の裏面を表面と別刷りした場合は、裏面の送付は不要である旨追記（2-1）
- ・受診票、予診票の回答欄横の医師記入欄について、特記事項がなければ未記載でよい旨追記（2-1）
- ・予診票のワクチン名、ロット番号、接種量について、シール貼付でもよい旨追記（2-1）
- ・医療機関等コードについて追記（2-2）
- ・10桁の医療機関等コードを有していない機関における集合契約の参加方法を追記（2-2）

（第3章）

- ・集合契約においてはMRワクチンのみを使用することを強調（3-3-4）
- ・MRワクチン発注時に記載する様式は、卸売販売業者に直接問い合わせる旨追記（3-3-5）

（第4章）

- ・予防接種の請求金額の税込み欄を修正（4-1）
- ・請求総括書について、所定の様式を用いて手書き作成も可能である旨追記（4-1）
- ・国保連への送付書類について、受診票の裏面を表面と別刷りした場合は、裏面の送付は不要である旨追記（4-1）
- ・請求総括書に押印する印鑑は、任意のものでよいことを追記（4-1）

（第5章）

- ・Q3（実施機関一覧表掲載前でも、抗体検査及び定期接種を実施できる旨修正）
- ・Q4（厚生労働省の実施機関一覧表への掲載について）
- ・Q5（受託状態の変更を行う場合の対応について）
- ・Q6（対象者が医師で、自院で抗体検査又は定期接種を希望する場合について）
- ・Q12（以前の抗体検査の結果で、定期接種の対象であると確認できた場合は、抗体検査の受診票を作成する必要がない旨追記）
- ・Q14（受診票、予診票の「質問事項」横の医師記入欄について）
- ・Q15（抗体検査の価格選択において、受診時刻は受付時刻で対応する旨追記）
- ・Q17（集合契約ではMRワクチンのみを使用する旨の契約書記載部を追記）
- ・Q19（巡回健診時の「実施場所」について）

（その他）

- 付属資料の右肩に付属資料番号を追記

(別添) 「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き（第3版）」